



平成 15 年 5 月 12 日

各 位

駿河精機株式会社
代表取締役社長 鈴木敏夫
(登録銘柄 6468)
問い合わせ先
取締役管理部長 望月信行
0543-44-0311

自己株式取得に関するお知らせ

(商法第 210 条の規定に基づく自己株式の取得)

当社は、平成 15 年 5 月 12 日開催の取締役会において、商法第 210 条の規定に基づき自己株式を取得することの承認を求める議案を、平成 15 年 6 月 25 日開催予定の当社第 34 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

次期定時株主総会までの 1 年間に自己株式を取得する必要がある場合に、機動的に対応することができるよう、株主総会決議による自己株式取得の授権をあらかじめ得ておくものです。

2. 取得の内容

- (1) 取得する株式の種類 普通株式
- (2) 取得する株式の総数 30 万株を上限とする
(発行済株式総数に対する割合 5.00%)
- (3) 株式の取得価額の総額 2 億円を上限とする

(注) 上記の内容については、平成 15 年 6 月 25 日(水曜日)開催予定の当社第 34 期定時株主総会において、「自己株式取得の件」が承認可決されることを条件といたします。

以上